

堺市報道提供資料

令和7年11月28日提供

教職員の懲戒処分について

教職員の不祥事案について、当該教職員に対し以下のとおり処分を行いました。

市民の皆様に深くお詫びし、不祥事の再発防止に向け、より一層教職員の服務規律の確保に努めてまいります。

1 地方公務員法に基づく懲戒処分

処分内容	被処分者	概 要	処分根拠
停職 5 月	市立中学校 講師 (54 歳)	令和7年10月21日(火)、通勤時の電車内において、被害者の女子高校生をスマートフォンで盗撮した疑いで警察から取調べを受け、盗撮行為を行ったことを認めた。また、同年6月上旬から同日まで30回程度、同様の行為を繰り返していたことが判明した。	地方公務員法第 33 条 に違反し、同法第 29 条 第 1 項第 1 号及び第 3 号に該当

[※]被処分者は、処分日付けで依願退職した。

2 処分日

令和7年11月28日

問い

担 当 課:教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課

わせ先

電 話: 072-228-7438 ファックス: 072-228-7890